

第37期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年11月24日（木曜日）

午後4時開会（受付開始 午後3時30分）

場所

鹿児島県鹿児島市城南町8番1号

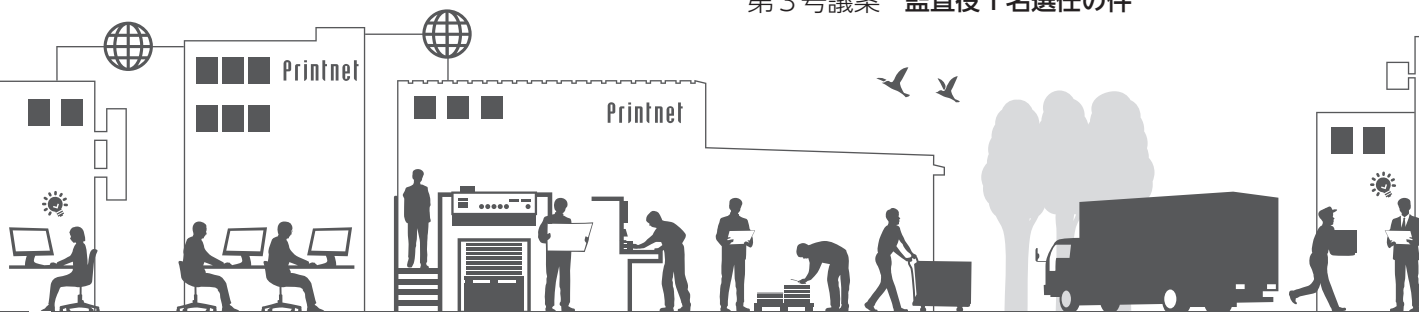
グランラッセレ鹿児島2F マリノビスタ

目次

■ 第37期定時株主総会招集ご通知 ……………	1
(添付書類)	
■ 事業報告 ……………	3
■ 計算書類 ……………	20
■ 監査報告書 ……………	23
■ 株主総会参考書類 ……………	27

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件



証券コード 7805
2022年11月8日

株 主 各 位

鹿児島県鹿児島市城南町10番7号
プリントネット株式会社
代表取締役社長 **小田原 洋 一**

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年11月22日（火曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月24日（木曜日）午後4時
2. 場 所 鹿児島県鹿児島市城南町8番1号
グランラセーレ鹿児島2F マリノビスタ
3. 目的事項
報告事項 第37期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち「計算書類の個別注記表」をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://printnet.jp>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本添付書類の記載のもののほか、この「計算書類の個別注記表」も含まれております。

また、事業報告及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://printnet.jp>) に掲載させていただきます。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけて、株主の皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

前事業年度である2021年8月期は決算期変更に伴い、2020年11月1日から2021年8月31日までの10ヶ月を対象とした変則決算となっております。このため、対前期比については期間が異なることから記載しておりません。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス変異株の感染拡大の影響に加え、ロシア・ウクライナ情勢が悪化要因として加わり、景気の先行きが不透明な状況が続いております。

当事業年度において、印刷売上高は8,591,415千円、内、大口得意先(※)への印刷売上高は3,430,538千円、大口得意先以外の会員への印刷売上高は5,160,877千円となりました。また、新規会員数は15,519社(予想における通期累計新規会員数に対する進捗率132.9%)であり、大口得意先以外の新規及び既存を含めた会員1社当たりの当事業年度における平均売上高は27,221円となっております。なお、1社当たりの新規獲得に係る広告宣伝活動における単価は4,197円となっております。

(※昨年までは、パートナー企業と記載しておりましたが、今期より大口得意先と記載変更しております。)

以上の結果、売上高は8,648百万円、営業利益は551百万円、経常利益は572百万円、当期純利益は403百万円となりました。

##### ② 設備投資の状況

当事業年度におきましては、自社生産能力の向上を目的として、総額946百万円の設備投資を実施いたしました。

主な投資といたしましては、九州工場の移転増設に伴う用地取得費用として584百万円の設備投資を実施いたしました。

##### ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、金融機関より長期借入金500百万円、短期借入金600百万円の調達を実施いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                | 第34期<br>2019年10月期 | 第35期<br>2020年10月期 | 第36期<br>2021年8月期 | 第37期<br>(当事業年度)<br>2022年8月期 |
|------------------------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高                              | 8,097,803 千円      | 7,947,889 千円      | 7,162,200 千円     | 8,648,684 千円                |
| 経常利益又は経常損失<br>(△)                  | △39,981 千円        | △58,970 千円        | 213,052 千円       | 572,562 千円                  |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ )   | 2,283 千円          | △102,128 千円       | 143,431 千円       | 403,852 千円                  |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損<br>失 (△) | 0.42 円            | △19.18 円          | 28.30 円          | 81.25 円                     |
| 総 資 産                              | 7,749,535 千円      | 8,242,416 千円      | 6,703,412 千円     | 7,455,260 千円                |
| 純 資 産                              | 3,266,576 千円      | 3,031,646 千円      | 3,032,506 千円     | 3,380,398 千円                |
| 1株当たり純資産額                          | 598.23 円          | 582.27 円          | 610.98 円         | 681.73 円                    |

- (注) 1. 第36期（前事業年度）につきましては、決算期の変更に伴い、2020年11月1日から2021年8月31日までの10ヶ月間となっております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

- (3) 重要な親会社及び子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く経営環境につきまして、印刷業界においては、原材料価格の上昇、電子メディア普及による紙媒体需要の低迷や競争激化による利益率の低下が見込まれ、引き続き厳しい状況が予想されます。

このような状況下で、当社が対処すべき当面の課題は以下のとおりであります。

##### ① 印刷材料の購買力の向上

競合企業に対する価格競争力を強化するためには、売上高に対する材料費の比率を引き下げる必要があります。そのためには、当社購買部門における仕入管理の強化及び仕入業者間での適正な競争を促していく必要があります。

##### ② マーケティング力の強化

当社は、自社サイトのさらなる売上増加を目標としており、常に商品構成を意識し、新商品の開発やラインナップの充実に努めております。マーケティング室が中心となり、プロダクト戦略に注力することでマーケティング力のさらなる強化を図っております。併せて広告宣伝活動については、引き続きwebを中心としたプロモーション活動を行っており、2020年10月期より運用の指標をCPAからROASへと変更し、その数値をマーケティング活動に反映しております。

インターネット機能をフル活用し、お客様に興味をもっていただき、ご注文頂く。そして、当社のサービスや品質に対する結果で、リピーターになって頂く。このサイクルを継続及び発展させることで、当社独自のマーケティングを確立し、お客様と共に成長していく仕組みを構築していきます。

##### ③ 人材の育成と確保

当社が将来にわたり、事業を継続させ発展していくためには、多様な専門技術に精通した人材、経営戦略や組織運営といったマネジメント能力に優れた人材の確保、当社の中長期的な成長を支える人材育成を継続的に推進していくことが重要な課題であります。そのため、中間層を中心に総合的な研修制度の導入、ジョブローテーション制度やキャリア支援制度を構築し、社員の定着と育成に努めております。

#### ④ 印刷品質のさらなる向上

当社は、2012年7月に一般社団法人日本印刷産業機械工業会（JPMA）が認定する「Japan Color認証制度」による認証を取得しており（東京西工場、九州工場）、精度の高い印刷色を再現することで、品質の安定化を図るとともに、検品体制を強化し、万全の状態で製品をお届けできるよう品質の向上に努めてまいります。

#### ⑤ 情報セキュリティ対策の強化

当社は、インターネットを通じて顧客情報を取り扱うため、情報セキュリティ対策については当社の重要課題と位置付けております。そのため、個人情報保護対策としてプライバシーマークを取得し、情報セキュリティへの対応策としてISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得いたしました。今後も、これらのシステムにおいて運用レベルの向上を図るとともに、内部統制についても引き続き強化してまいります。

#### ⑥ 環境、社会への配慮

当社が持続的な成長を目指すうえで恒常的な利益の確保も重要ですが、その一方、環境や社会へ配慮することも求められており、対応を進めております。オフセット印刷におけるインキのノンVOC化については、他社に先駆け2016年10月期からノンVOCインキ（注）を使用しております。

（注）ノンVOCインキ…構成成分中の高沸点石油系溶剤を植物油等に置き換えて1%未満に抑えたインキ

#### ⑦ 新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応

新型コロナウイルス感染症につきまして、ピーク時に比べれば感染者数が数分の一程度に落ち着きつつありますが、当社では感染症予防のため、必要に応じて工場内でのマスク着用及び消毒の徹底や部外者の工場内への立入制限等を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年8月31日現在）

当社は、インターネットによる印刷物及び印刷資材の通信販売を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年8月31日現在）

| 名 称  | 所 在 地                                                 |
|------|-------------------------------------------------------|
| 本店   | 鹿児島県鹿児島市<br>(登記上の本店所在地)                               |
| 東京本社 | 東京都千代田区丸の内                                            |
| 製造拠点 | 東京西第一工場（山梨県上野原市）<br>東京西第二工場（山梨県上野原市）<br>九州工場（鹿児島県始良市） |

(7) 従業員の状況（2022年8月31日現在）

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 252名    | 24名減        | 35.8歳   | 6.7年        |

(注) 従業員数は就業従業員数であり、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年8月31日現在）

| 借 入 先                 | 借 入 金 残 高  |
|-----------------------|------------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 799,556 千円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行     | 508,580 千円 |
| 株 式 会 社 福 岡 銀 行       | 466,670 千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 361,522 千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項（2022年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 17,500,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,460,400株  
 (3) 株主数 2,452名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                      | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|----------------------------|-------------|---------|
| PNコーポレーション株式会社             | 2,000,000 株 | 40.38 % |
| 小田原 洋一                     | 747,600 株   | 15.09 % |
| 森田 樹里                      | 150,000 株   | 3.03 %  |
| 池谷 誠一                      | 134,500 株   | 2.72 %  |
| 株式会社小森コーポレーション             | 129,800 株   | 2.62 %  |
| 吉岡 裕之                      | 121,500 株   | 2.45 %  |
| 金 大鋳                       | 87,100 株    | 1.76 %  |
| 赤江 地衣                      | 61,700 株    | 1.25 %  |
| 株式会社網中                     | 42,600 株    | 0.86 %  |
| 富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社 | 40,000 株    | 0.81 %  |
| 株式会社アイカ                    | 40,000 株    | 0.81 %  |
| 株式会社桂紙業                    | 40,000 株    | 0.81 %  |
| 株式会社紙藤原                    | 40,000 株    | 0.81 %  |
| 日商岩井紙パルプ株式会社               | 40,000 株    | 0.81 %  |
| 株式会社T & K TOKA             | 40,000 株    | 0.81 %  |
| ラクスル株式会社                   | 40,000 株    | 0.81 %  |

- (注) 1. 持株比率については小数点以下第3位を四捨五入しております。  
 2. 当社は自己株式を507,548株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                                     |                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 銘柄                                  | 第1回新株予約権                                                                                                                                                            |
| 発行決議日                               | 2016年10月17日                                                                                                                                                         |
| 保有人数<br>当社取締役（社外取締役を除く）<br>当社監査役    | 1名<br>1名                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の数                             | 170個                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数                 | 普通株式 17,000株                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の発行価額                          | 無償                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使時の払込金額                      | 1個につき61,200円（1株当たり612円）                                                                                                                                             |
| 新株予約権の行使期間                          | 2018年11月1日から2022年10月31日まで                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 612円<br>資本組入額 306円                                                                                                                                             |
| 新株予約権の主な行使の条件                       | 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。<br>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。                                                                                                                               |

## (2) 当事業年度中に当社従業員に対して交付した新株予約権等の概要

|                                     |                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 銘柄                                  | 第2回新株予約権                                                                                                                                                                       |
| 発行決議日                               | 2021年10月14日                                                                                                                                                                    |
| 交付人数<br>使用人                         | 11名                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の数                             | 432個                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数                 | 普通株式 43,200株                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の発行価額                          | 無償                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の行使時の払込金額                      | 1個につき79,500円（1株当たり795円）                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使期間                          | 2023年10月15日から2027年1月31日まで                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 795円<br>資本組入額 398円                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の主な行使の条件                       | <p>新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。                                                                                                                                          |

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年8月31日現在）

| 地位及び担当      | 氏名      | 重要な兼職の状況                         |
|-------------|---------|----------------------------------|
| 代表取締役社長     | 小田原 洋一  |                                  |
| 常務取締役兼管理本部長 | 赤江 地衣   |                                  |
| 取締役         | 矢野 剛    |                                  |
| 取締役         | 佐藤 清一   | 東レ株式会社印写システム販売部 顧問               |
| 取締役         | 鈴木 堅    | 株式会社日本名刺印刷 代表取締役社長               |
| 常勤監査役       | 岡 芳樹    |                                  |
| 監査役         | 大久保 範俊  | 税理士法人アーク 代表社員<br>大久保範俊行政書士事務所 代表 |
| 監査役         | 上 釜 明 大 | 弁護士法人福元法律事務所所属                   |

- (注) 1. 取締役佐藤清一氏及び取締役鈴木堅氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大久保範俊氏及び監査役上釜明大氏は、社外監査役であります。
3. 監査役上釜明大氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役大久保範俊氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役佐藤清一氏、社外監査役大久保範俊氏並びに社外監査役上釜明大氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分                   | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) |        |       |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------------|----------------|-----------------|--------|-------|--------|-----------------------|
|                        |                | 固定報酬            | 業績連動報酬 | 退職慰労金 | 非金銭報酬等 |                       |
| 取締役<br>(社外取締役<br>を除く。) | 61,122         | 60,291          | —      | —     | 831    | 3                     |
| 監査役<br>(社外監査役<br>を除く。) | 6,070          | 6,070           | —      | —     | —      | 1                     |
| 社外取締役                  | 2,400          | 2,400           | —      | —     | —      | 2                     |
| 社外監査役                  | 2,400          | 2,400           | —      | —     | —      | 2                     |

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年12月24日開催の第29期定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2021年1月28日開催の第35期定時株主総会において、株式報酬の額として、年額3,000万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役及び監査役を除く）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2015年8月28日開催の臨時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。
4. 非金銭報酬等の内容

2021年1月28日開催の第35期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査役を除きます。以下「対象取締役」という。）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することが決議されております。本制度の内容としては、対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資として払い込み、当社の普通株式について発行もしくは処分を受けることとなります。なお、本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年間3,000万円以内とし、本制度により発行される株式の総数は50,000株以内とし、各対象取締役への具体的な配分については取締役会にて決定するものとしております。

5. 上記のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額600千円（監査役1名600千円）を計上しております。また、2021年1月28日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度の一部を変更し、同総会終結後引き続き在任する取締役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。なお、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定額は207,325千円（取締役3名207,325千円）です。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先と当社との関係、主要取引先等特定関係事業者との関係

- ・社外取締役佐藤清一氏は、東レ株式会社印写システム販売部の顧問であります。東レ株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役鈴木堅氏は、株式会社日本名刺印刷の代表取締役社長であります。株式会社日本名刺印刷と当社との間には印刷物の製造委託の取引があります。
- ・社外監査役大久保範俊氏は、税理士法人アーク代表社員及び大久保範俊行政書士事務所代表であります。税理士法人アーク及び大久保範俊行政書士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 佐藤 清一   | 毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会において、そのすべてに出席しております。当該取締役会においては、印刷関連資材及び企業経営に関する豊富な見識と幅広い経験等を活かし、社外取締役として客観的な立場から発言を行っております。                                      |
| 取締役 鈴木 堅    | 毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会において、そのすべてに出席しております。当該取締役会においては、印刷業界及び企業経営に関する豊富な見識と幅広い経験等を活かし、社外取締役として客観的な立場から発言を行っております。                                        |
| 監査役 大久保 範俊  | 毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会において、そのすべてに、また当該取締役会の前後に開催される監査役会において、そのすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、税理士としての立場から、月次報告の項目についてのアドバイス等、財務及び会計に関する意見や助言等を行っております。 |
| 監査役 上 釜 明 大 | 毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会において、そのすべてに、また当該取締役会の前後に開催される監査役会において、そのすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、弁護士としての高い見識と幅広い経験等を活かし、専門的見地からの意見や助言等を行っております。           |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 監査証明業務に<br>基づく報酬 (千円) | 非監査業務に<br>基づく報酬 (千円) |
|-----------------------|----------------------|
| 16,500                | —                    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制に関する決議の内容の概要

- ① 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は常勤監査役1名及び社外監査役を2名置き、監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行について定期的に監査を実施する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「情報セキュリティ管理規程」「I SMS マニュアル」に基づき適切に保存し、管理する。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス規程、危機管理規程その他の社内規程において、当社のリスク管理体制及び有事の際の対応を明確化する。

また当社は、日常の労働安全衛生面、環境面、製品品質面及び情報セキュリティ面等に関して、当社内で開催する各種委員会等を通してリスク管理を行う。業務担当部門においては、各々の業務に内在するリスクを専門的な立場から把握し、これを自律的に管理することとする。

管理部内に内部監査担当者をおき、定期的に内部監査を実施することで個別リスクを洗い出し、当社各部署におけるリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長に報告することにより、リスクを最小限にとどめるよう対応する。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月及び必要に応じて随時開催し、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業の運営を行う。

- ⑤ 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
当社は、監査役会が職務を補助すべき従業員を求めた場合、監査役会と協議の上、必要に応じて監査業務を補助する従業員を配置する。
- ⑥ ⑤の従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項  
当該従業員は、監査役の指揮命令の下にその職務を執行する。なお、当該従業員の人事考課、異動、懲戒については、監査役会の同意を得る。
- ⑦ 当社の監査役の⑤の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は必要に応じ、いつでも取締役及び従業員に対して、業務執行に関する報告を求めることができるものとする。
- ⑧ 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制  
取締役及び従業員は、随時及び定期的に、その職務及び業務の執行状況その他に関する報告を行う。また、代表取締役は、監査役と定期的に会合の機会を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、法令の定める事項のほか、監査役との協議により定めた報告すべき事項について、監査役に報告しなければならない。
- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、⑧の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役、監査役及び従業員に周知徹底する。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項  
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、監査役が取締役会及び重要な会議等に出席する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換する機会を設ける。
- ⑫ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方  
当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。
- (b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
- イ 「反社会的勢力対策規程」の運用を徹底する。
- ロ 「反社会的勢力調査マニュアル」及び「反社会的勢力対応マニュアル」の周知を徹底し、運用体制を強化する。
- ハ コンプライアンス委員会を開催し、反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ニ 新規取引先や顧客等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
当社は業務の適正を確保するため、以下の具体的取り組みを行う。
- ①当社はコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、法令遵守上のリスク等について情報の共有を行う。
- ②内部監査人が内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施する。監査結果については適時、取締役及び監査役に報告する。
- ③当社は個人情報保護対策としてプライバシーマークを取得し、情報セキュリティへの対応策としてI SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得しており、これらにおいて運用レベルの向上を図り、内部統制の強化を行う。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と財務基盤の強化のための内部留保とのバランスを保ちながら、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

この方針に基づき、当期の経営成績及び配当性向等を総合的に考慮した結果、第37期の期末配当につきましては、1株につき10円とさせていただきます。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,619,673	流動負債	2,438,122
現金及び預金	1,002,649	買掛金	643,569
受取手形	6,684	短期借入金	600,000
売掛金	688,165	1年内返済予定の長期借入金	587,498
製成品	8,226	未払金	196,997
仕掛品	19,704	未払費用	101,070
材料及び貯蔵品	537,013	未払法人税等	200,000
前払費用	29,253	前受り金	2,780
未収金	229,619	預賞与引当金	23,193
その他の貸倒引当金	99,004	その他の負債	51,793
	△649		31,218
固定資産	4,835,587	固定負債	1,636,739
有形固定資産	4,384,005	長期借入金	1,264,894
建物	1,005,796	ポイント引当金	32,074
構築物	63,270	退職給付引当金	106,003
機械及び装置	2,027,818	役員退職慰労引当金	5,145
車両運搬具	22,404	長期未払金	207,325
工具、器具及び備品	39,646	その他の負債	21,296
土地	1,179,268	負債合計	4,074,861
建設仮勘定	45,800	(純資産の部)	
無形固定資産	168,300	株主資本	3,378,451
のれん	51,960	資本金	815,722
商標	250	資本剰余金	797,747
ソフトウェア	4,952	資本準備金	795,722
その他の資産	111,137	その他資本剰余金	2,024
投資その他の資産	283,281	利益剰余金	2,050,535
出資	75	その他利益剰余金	2,050,535
投資有価証券	48,018	圧縮積立金	16,385
破産更生債権等	11,522	繰越利益剰余金	2,034,149
長期前払費用	32,039	自己株	△285,553
繰延税金資産	70,579	評価・換算差額等	△1,961
その他の負債	132,569	その他有価証券評価差額金	△1,961
貸倒引当金	△11,521	新株予約権	3,908
資産合計	7,455,260	純資産合計	3,380,398
		負債・純資産合計	7,455,260

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,648,684
売上原価	6,625,620
売上総利益	2,023,063
販売費及び一般管理費	1,471,428
営業利益	551,635
営業外収入	51
受取利息	3,483
受取配当金	9,937
受取賃料	21,345
受取その他の	2,227
営業外費用	37,045
支払貸借利息	8,600
支払賃料	1,714
支払借料	2,075
支払その他の	3,728
経常利益	16,117
特別利益	572,562
固定資産売却益	832
保険解約返戻金	58,507
特別損失	59,340
固定資産除却損	1,176
税引前当期純利益	1,176
法人税、住民税及び事業税	219,260
法人税等調整額	7,614
当期純利益	630,726
	226,874
	403,852

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
					特別償却 準備金	圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	815,722	795,722	1,263	796,985	525	16,385	1,679,405	1,696,317
当期変動額								
特別償却準備金 の取崩				-	△525		525	-
剰余金の配当				-			△49,633	△49,633
当期純利益				-			403,852	403,852
自己株式の取得				-				-
自己株式の処分			761	761				-
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）				-				-
当期変動額合計	-	-	761	761	△525	-	354,744	354,218
当期末残高	815,722	795,722	2,024	797,747	-	16,385	2,034,149	2,050,535

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△278,399	3,030,625	1,880	1,880	-	3,032,506
当期変動額						
特別償却準備金 の取崩		-				-
剰余金の配当		△49,633				△49,633
当期純利益		403,852				403,852
自己株式の取得	△22,223	△22,223				△22,223
自己株式の処分	15,069	15,830				15,830
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）		-	△3,841	△3,841	3,908	66
当期変動額合計	△7,154	347,825	△3,841	△3,841	3,908	347,892
当期末残高	△285,553	3,378,451	△1,961	△1,961	3,908	3,380,398

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年10月19日

プリントネット株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 伊 藤 肇

公認会計士 人見 亮三郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プリントネット株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月20日

プリントネット株式会社 監査役会
常勤監査役 岡 芳 樹 ㊟
監査役 大久保 範 俊 ㊟
監査役 上 釜 明 大 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の追加

今後の経営多角化に伴い、当社の事業目的に新規事業を追加するものであります。

(2) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしましては、新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、招集に係る規定を変更するものであります。

なお、本定款変更に関しては、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令の定めに基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件としております。

(3) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1～4 (条文省略)	1～4 (現行どおり)
(新設)	<u>5. 飲食店の経営</u>
(新設)	<u>6. 旅館・ホテルその他宿泊施設の経営</u>
(新設)	<u>7. 調剤薬局 (ドラッグストア) の経営</u>
(新設)	<u>8. シミュレーションゴルフの経営</u>
(新設)	<u>9. 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処 業の経営</u>
(新設)	<u>10. 菓子屋 (小売、卸売、ネット販売) の経営</u>
5. 上記に付帯する一切の業務	<u>11. 上記に付帯する一切の業務</u>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第12条 当社の定時株主総会は、事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第12条 (現行どおり)
(新設)	<u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株 主総会とすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 第12条の変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 本条は、効力発生日をもって、これを削除する。</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役4名選任の件

当社の現取締役は、本総会終結の時をもって、全員任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1 再任	おだわら よういち 小田原 洋一 (1965年9月23日生)	1984年4月 有限会社秀英社入社 1985年9月 当社入社 1987年7月 当社取締役就任 2005年11月 当社代表取締役社長就任 (現任)	747,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2 再任	あかえ ちい 赤江 地衣 (1966年12月20日生)	1992年4月 凸版印刷株式会社入社 1994年6月 望月会計事務所入所 1996年11月 ソフトブレーン株式会社入社 1998年2月 同社取締役就任 2002年3月 同社常務取締役就任 2009年2月 アクセラテクノロジー株式会社入社 2016年2月 当社入社 管理部長就任 2016年4月 当社取締役管理部長就任 2016年11月 当社常務取締役管理部長就任 2021年1月 当社常務取締役管理本部長就任 (現任)	61,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3 再任	さとう せいいち 佐藤 清一 (1952年9月27日生)	2004年6月 東レ株式会社印写システム事業部 (現販売部) 顧問 就任 (現任) 2021年1月 当社社外取締役就任 (現任)	-

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
4 再任	すずき けん 鈴木 堅 (1973年5月26日生)	2012年10月 株式会社日本名刺印刷設立 代表取締役社長就任 (現任) 2021年1月 当社社外取締役就任 (現任)	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間の特別の利害関係は、次のとおりであります。
当社は、株式会社日本名刺印刷と印刷物の製造委託の取引があります。
2. 佐藤清一氏及び鈴木堅氏は社外取締役候補者であります。
3. 佐藤清一氏及び鈴木堅氏は、現在、当社の社外取締役であります。両者の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 佐藤清一氏は、東レ株式会社印写システム販売部の顧問を務めており、印刷関連資材及び企業経営に関する豊富な見識を有する人材であり、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
5. 鈴木堅氏は、印刷通販会社を経営しており、印刷業界及び企業経営について豊富な知識と経験を有する人材であり、当社の経営全般について適切な助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
6. 当社は、佐藤清一氏及び鈴木堅氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度枠は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、佐藤清一氏及び鈴木堅氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、佐藤清一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役上釜明大氏は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
再任	うえかま あきひろ 上釜 明大 (1976年5月12日生)	2003年10月 弁護士法人福元法律事務所入所(現任) 2011年4月 鹿児島県弁護士会副会長 2019年1月 当社社外監査役(非常勤)就任(現任)	-

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上釜明大氏は社外監査役候補者であります。
3. 上釜明大氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年10か月となります。
4. 上釜明大氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として高い専門性を持ち、法律に関する相当程度の知見を有しております。このため、当社は、同氏が社外監査役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、引き続き社外監査役候補者とするものであります。
5. 当社は、上釜明大氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。
6. 当社は、上釜明大氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場

鹿児島県鹿児島市城南町8番1号
グランラッセレ鹿児島2F マリノビスタ
TEL: 099-225-8000



交通の
ご案内

JR鹿児島中央駅より車で11分(2.2km)
鹿児島市電 いづろ通電停より徒歩13分(1.0km)

プリントネット株式会社

<https://printnet.jp>



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。